

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年12月24日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

子育てサービスシステム構築・運用業務委託

#### (2) 目的

平成27年度4月から子ども・子育て支援新制度の本格施行が予定されていることから、新制度を円滑に処理するための子育て支援サービス等の実施を管理する情報処理システム（以下「子育てサービスシステム」）を構築する必要がある。子どものための教育・保育給付（施設型給付と地域型保育給付）を国の定める基準を基に構築するとともに、将来の地域子ども・子育て支援事業も考慮に入れた情報処理システムを新たな技術を取り込んで構築することにより、安定運用を図るとともに、業務の高度化と効率化をめざしていく。

#### (3) 業務内容

子ども・子育て支援新制度の施設型給付と地域型保育給付に係る保育の必要性の認定・利用調整、施設等の確認、給付費等の請求・支払、契約等及び支援事業の延長保育等の管理及び帳票作成を行う子育てサービスシステムを構築する。

#### (4) 履行期間

契約の日から平成27年3月31日まで（予定）

※ただし、契約は単年度ごととし、平成26年度の契約については、平成26年度の予算配当を条件とする。

### 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が管理する個人情報取り扱いに関する認定(プライバシーマーク)又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案概要及び構築の考え方に関する事項
- (2) システム機能及び構成に関する事項
- (3) システムの運用及び保守に関する事項
- (4) 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- (5) 構築実績に関する事項
- (6) 見積金額の妥当性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

世田谷区子ども部保育課 担当 豊住、的野

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03-5432-2313 FAX 03-5432-3018

E-mail [SEA02243@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02243@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成25年12月24日(火)～26年1月16日(木)

場所 上記(1)に同じ

方法 希望者に無償配布する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。  
区HPのトップページ>くらしのガイド>子ども・教育>保育園・保育サービス>世田谷区の保育サービス>子育てサービスシステム構築・運用プロポーザル関係書類

#### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成26年1月17日(金)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参またはFAX

#### (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間 平成26年2月13日(木)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参に限る。

### 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有  
子育てサービスシステム構築後のシステムの継続的な維持運用業務委託  
※ただし、当該契約について各年度の予算配当があることを条件とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (9) 詳細は提案要求説明書による。